

令和8年度 介護サービス事業者集団指導

高齢者虐待防止のための 従業者に対する研修について

- 研修は年1回(施設系は2回)以上、定期的を実施し、新規採用時にも実施する。
- 研修の実施内容は記録する。(日時、場所、出席者、議事内容等)
- 研修の実施は事業所内での研修で差し支えない。

プログラム

時間	内容	使用資料 等
5分	研修の目的説明	養介護施設従事者による高齢者虐待に関する事例検討の目的
35分	事例検討(グループ討議)	事例1 スピーチロックに該当する言葉掛け 事例2 心理的虐待に該当する言動 のどちらかを選択する。
15分	事例検討結果の共有	
5分	まとめ	1. スピーチロックとは 2. 心理的虐待とは 3. スピーチロック・心理的虐待防止のための 言い換え事例リスト(一例)



養介護施設従事者による高齢者虐待に関する事例検討の目的 『施設・事業所内での高齢者虐待を未然に防ぐために』

高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)が、平成18年(2006年)に施行され、養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければならないこととされました(高齢者虐待防止法第 20 条)。

厚生労働省による調査によると、施設・事業所内における高齢者に対する虐待事例は増加しており、また、適正な手続きを経ていない身体的拘束等の事例も依然として発生しています。

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術に関する問題」が最も多くあげられており、このような背景から、すべての介護サービスにおいて高齢者虐待防止のための体制整備等の取組の義務化や取組未実施の施設・事業所の報酬減算導入、有料老人ホームの運営指導指針に高齢者虐待防止措置が規定されるなど、施設・事業所の運営において、虐待の未然防止、早期発見のための取り組みは必要不可欠のものとなっています。

事例1 スピーチロックに該当する言葉掛け	事例2 心理的虐待に該当する言動
利用者プロフィール 80代女性、認知症あり、要介護3 - 自立歩行可能だが、頻繁に部屋の外に出ようとする傾向がある。	利用者プロフィール 70代男性、認知症進行中、要介護4 - コミュニケーションは可能だが、一部理解が難しい状態
事例内容 - 認知症状のある利用者Aさんが、夜間にベッドから立ち上がり廊下に出ようとした。 - 介護職員Bさんは対応が忙しく、「また同じことをするの？ダメでしょ、ここにいて！」と厳しい言葉で制止。 - その際、具体的な理由や代替行動の提案はなく、命令口調で話した。 - 利用者Aさんは混乱し、不安を強く感じ、その後夜間に何度もナースコールを鳴らすようになった。	事例内容 - 利用者Cさんが自分の希望を職員Dさんに伝えようとした際、職員Dさんが「そんなのは今まで何度も言ったでしょ！いい加減にしてくれ！」と怒鳴り、他の利用者の前で嘲笑した。 - 利用者Cさんは深く傷つき、その後は職員全員に対して話しかけることを極端に控えるようになった。

スピーチロックおよび心理的虐待に関する事例検討 No.1

事例検討する事例を選択	
☐	【事例1】スピーチロックに該当する言葉掛け
☐	【事例2】心理的虐待に該当する言動

実施日	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分
介護施設・事業所名	
職員名	

1. 虐待が起こった原因の分析

要 因	該当[○印]	コメント
職員の過重労働・多忙	[]	
介護技術や知識の不足	[]	
職員間の連携・情報共有不足	[]	
職場の指導・教育不足	[]	
コミュニケーション不足	[]	
施設の組織体制の問題	[]	
ストレスや心理的負担	[]	
利用者の状態・特性	[]	
その他()	[]	

スピーチロックおよび心理的虐待に関する事例検討 No.2

2. 適切な対応・未然防止策の検討

項 目	改善案・取組み	実施可能か(○×)
言葉遣い・声かけの改善		
コミュニケーション技術の向上		
職員支援・ストレスケア		
研修・教育の充実		
労働環境・人員配置の改善		
施設内の虐待発見体制の強化		
利用者の心理的支援		
その他()		

スピーチロックおよび心理的虐待に関する事例検討 No.3

3. 自己の気づきと今後の目標

今日の事例検討で気づいたこと・学んだことを書いてください。

(記入欄)

自分が今後日常業務で心がけたいこと、改善したいことを書いてください。

(記入欄)

参考資料

介護施設・事業所等で働く方々への高齢者虐待防止のためのポイント集

【令和8年3月 株式会社日本総合研究所】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001690626.pdf>

※付録：高齢者虐待防止のためのケーススタディが掲載されていますので、介護施設・事業所での研修の活用できます。

- 事例1：利用者への接し方やマナーを組織的に見直す必要があるケース
- 事例2：虐待にあたるかもしれない行為が発生したときの対応方法を組織内で見直す必要があるケース
- 事例3：指導やストレスマネジメントを通じて再発防止に取り組む必要があるケース
- 事例4：職員間での話し合いや職員間のサポートを強化する必要があるケース
- 事例5：利用者の行動の原因やそれに合わせた対応を検討する必要があるケース
- 事例6：家族へのサポートも含めて検討する必要があるケース

養介護施設従事者による高齢者虐待に関する事例検討の目的

1. 高齢者虐待の理解促進

養介護施設従事者による虐待の種類や具体的な行為を学び、虐待の定義や法的規制を正しく理解する。
身体的虐待だけでなく、心理的虐待や介護放棄、スピーチロックなどの言葉や態度による虐待も認識する。

2. 虐待発生背景と要因の把握

虐待が起こる構造的・個人的要因(職員の業務負担、ストレス、知識不足、組織体制の問題など)を分析し、理解を深める。
虐待が単なる個人の問題ではなく、組織全体で取り組むべき課題であることを共有する。

3. 未然防止および早期発見の強化

虐待の兆候やリスクを早期に察知し、適切に対応する能力を養う。
職員が日常のケアの中で虐待的な言動を自覚し、自らの行動を見直すきっかけとする。

4. 適切な対応方法の習得と共有

虐待が疑われる場合の対応手順や通報・報告体制を確認し、迅速かつ組織的に行動できるようにする。
利用者の尊厳を守るケア技術やコミュニケーション技法を習得し、実践に活かす。

5. 職員の意識向上と組織文化の醸成

虐待防止に対する職員の責任感を高め、互いに支え合いながら働く職場づくりを目指す。
虐待を許さない組織の理念と風土を形成し、虐待防止に向けた継続的な取り組みを促進する。

6. 利用者のQOL向上と安全確保

虐待のない環境づくりを通して、利用者が安心・安全に生活できる施設運営を実現する。
利用者の尊厳を尊重し、個別支援計画に基づく質の高いケア提供を促進する。

1. スピーチロックとは

定義・概要

- スピーチロックとは、言葉によって利用者の身体的または精神的な行動を制限・抑制する行為を指します。
- 言い換えれば、「言葉の身体拘束」ともいえる状態であり、命令的・否定的・抑圧的な声かけや指示によって利用者の自由意志や行動が拘束されることです。

具体例

- 「動かないで」「じっとしててください」「ちょっと待って」などの命令的表現。
- 「もういい加減にしてください」「なんでそんなことするの?」といった否定的な言葉。
- 曖昧な「少しだけ」や「ちょっと」のような表現で不安や混乱を招く言葉掛け。

特徴と問題点

- 外見からは身体拘束とは区別しづらく、気づかれにくい拘束行為である。
- 利用者の主体性や自尊心を損ない、無力感や萎縮を招く。
- 行動意欲の低下や身体機能・認知機能の悪化を引き起こす恐れがある。
- 認知症高齢者の場合、言葉は忘れても感情は残り、ストレスや不信感を増幅することが多い。

法的・倫理的観点

- スピーチロックは身体拘束の一種として介護現場で原則禁止されています。
- 厚生労働省も身体拘束廃止の指針において強く抑制する必要があると明記しており、利用者の尊厳を守る観点からも注意が必要です。

2. 心理的虐待とは

定義・概要	● 心理的虐待とは、言葉や態度によって利用者に精神的苦痛や傷害を与える行為すべてを指します。 ● 高齢者虐待防止法においても「心理的虐待」は虐待行為の一つとして明確に規定されています。
具体的な行為例	● 罵倒・怒鳴る、侮辱・嘲笑 ● 無視や冷淡な対応、拒絶的態度 ● 恐喝や脅迫、不安を煽る言動 ● 利用者の人格否定や存在否定(「なんでできないの?」など) ● 家族や他者の悪口を利用者に言うなどの精神的圧迫行為
心理的虐待の影響	● 利用者の自尊心・自信の喪失 ● 抑うつ、不安、情緒不安定の誘発 ● 認知症症状の悪化や行動・心理症状(BPSD)の増加 ● 施設内での人間関係の悪化、利用者の孤立化
法的・倫理的観点	● 心理的虐待は法律上、身体的虐待と同等に禁止されており、発覚した場合は厳正な措置が求められます。 ● 施設としては予防教育と早期発見・対応体制の確立が不可欠です。